

グループホーム きくなん 運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者（要支援2、要介護1～5）であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 年に1回以上、自己評価及び外部評価を実施し、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の改善を図るものとする。
- 7 2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームきくなん
- (2) 所在地 熊本市北区鶴羽田3丁目11番15号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1名
認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- (4) 介護職員 5名以上
介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、1ユニット9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要介護者（要支援2、要介護1～5）であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

(短期利用認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という）を提供する。

- 2 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 認知症対応型共同生活介護の入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の居室料及び水光熱費については、認知症対応型共同生活介護の入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。また、短期利用により、その利用者が故意に居室を汚し、破損などを認めた場合、修復の実費を短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額とする。

2 前項に規定するもののほか、別途料金表に定める額を徴収する。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

一 利用者は、管理者・計画作成担当者及び介護従事者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。

二 利用者が外出・外泊を希望される場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。

三 利用者は、健康に留意するものとする。

四 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

五 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することが困難な場合は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒むことがある。

2 入所者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(非常災害対策：業務継続計画の策定)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行います。

(衛生管理)

第11条 認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は感染症等に関する知識の習得に努め、必要に応じ保健所の助言や指導を求めるとともに密接な連携を保つ。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を行う。
 - 一 指針を整備する
 - 二 従業者に対し、研修及び訓練を定期的実施する。
 - 三 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(虐待等の禁止)

第12条 従業者は利用者に対し、身体的・精神的苦痛を与え、人格を辱める等の言動を行ってはならない。防止のための留意事項は、次の通りとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

(職場におけるハラスメントの防止について)

第13条 事業所は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3月以内
- (2) 継続研修 年4回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人室原会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 24 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。